

東近江市健康ガイドブック協働発行事業者審査評価基準表

1 評価方法

東近江市健康ガイドブック協働発行事業者の募集において、複数の募集があった場合は、評価基準に基づき、特に優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。

- ・審査委員1人当たりの評価点 60点
- ・1事業者当たりの最高得点 300点

2 評価基準

評価項目	評価内容		配点	A	B	C	D	E
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	5	4	3	2	1
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5	5	4	3	2	1
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5	5	4	3	2	1
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識があるか。	5	5	4	3	2	1
	企画内容・企画力	利用者にとって有益性・関心の高い予防接種・健診等の健康情報であるか。	5	5	4	3	2	1
	デザイン・構成	利用者に対して、見やすいデザイン・構成であるか。	5	5	4	3	2	1
業務実施面	広告募集方針	広告枠を確保するための明確な営業手法が提示されているか。	5	5	4	3	2	1

		当事業を進めるに 当たり実現可能な 収支が計画されて いるか。	5	5	4	3	2	1
	事業実施体制	提案内容を実施で きる人員が確保さ れているか。	5	5	4	3	2	1
		工程ごとに妥当な 日数配分がなされ、 業務完了に至るま での過程が明確か。	5	5	4	3	2	1
	業務実績	本業務と同種・類似 業務の実績がある か。	5	5	4	3	2	1
県内企業	滋賀県内に、本店、支店又は営業所を有す るものであること。 (県内に本店有 5 点、県内に支店・営業所 有 3 点、上記以外 1 点)		5	5		3		1

※A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：かなり劣っている。

3 審査方法

- (1) 評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結に向けた交渉を行う。
ただし、評価点の合計が同点の場合は、各評価項目における A の数の合計が最も多い参加者を上位とする。
- (2) 優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、次に順位点が高い者から順に交渉を行う。